

会報

婦人問題懇話会

発行者
田中寿美子
発行所
東京都北多摩郡保谷町
上保谷 1793 (菅谷方)
婦人問題懇話会
電話(0421)6-7660
頒価 30円

ようやく会報を発刊するところまでこぎつけました。会員のみならず、ご苦労さまでございました。こんなにかさやかなものでも、全くの自力で、みんなが力をあわせて生み出したと思えばよろこびにたえません。

―婦人問題の総合研究機関を作ろう―
―といった、大きな望みを抱いて、数人のものが、神田YWCAの集會室に集まつて相談を始めたのは二年前の一九六一年九月末、財力も、事業能力もちあわせず、意欲だけは旺盛でした。とにかく、小さな出発でも、社会の進歩に役立つ仕事をすること、婦人の地位の向上をはかること、という基本線をもつて、中広く研究者を集める努力をしてきたのです。それから二年、多少のアンバランスはあつても婦人労働、家庭婦人、女性史、婦人

発刊のことば

田中寿美子

運動、農村婦人、社会保障の五つの分科会
はそれぞれのテーマを追つてこつこつと研究をつづけて来ました。いつになつたら私たちの夢みている総合研究機関にまで、発展できるかわかりませんが、ただ一つの強味は、それぞれの分科会に、各分野の中堅、若手の研究者が過半数をしめていることです。それらの会員が戦前派の婦人解放論者と違う点は、公式主義ではなくて、論理的、実証的であることです。したがつて、過去の婦人解放論のように結論がわかつているのではなくて、しばしば、各分科会の研究は暗中模索しています。けれど討論の間で思いがけない啓蒙を与えられるので、この小さな研究グループは、いつの間にか私たちにと

つて大切なものになりつつあります。そこで、各分科会での研究の成果を互いに知らせたいという要望が高まつてきました。他の分科会の人たちと顔をあわせることが少なく、お互いに知りあふ必要もあるのです。そこで会報の発行ということになったのです。この会報を通して、全会員の交流をはかり、各分科会が問題にしていることを知るとともに、会員相互の発言の場にしたいたいと思います。

各分科会にはしばしばオブザーバーの出席があります。それから、男子で懇談会に入りたいという人も出てきました。地方にも、この会の仕事に興味をもつ友がいます。私たちはこれらの人々とも、この会報によつて友情を結び、また、意見交換の場を提供したいと考えます。そして、やがてこのかさやか会報が、会員の研究をどんどん発表できるような立派な機関紙に発展する日が来たら……そのときこそ、私たちが最初にかかげた目標である、婦人問題の総合研究所ができる時でしょう。そういう日を目ざして、みなさま、やつてみましょう。



平等賃金のためのたたかい

山川 菊栄

を責めつたむけを
のぞいた。

進まれて今日に及んでいます。

さてイギリスの男子服の仕立は、今日で

一八二一年、ラフ
パロの牧師兼治安
刑部、レイスあみ
リスに行くほどで、イギリスの職人の手で

女工が団結の精神を

成つたものしか身につけないとまでいわれ

仕立代もめつぼう高いのですが、それは

何十年の昔からの伝統でした。そういう高

度の技術をもち高賃金を、えている職人の

組合は婦人の入会資格を認めなかつたので

すが親方仕立師組合は、一八一一年、「自

分たちが女房子供にちよつとした仕事を教

えて、小づかいをかせがせよとするのを

職人組合が承知しない」と不平をいい、こ

れに対して男子服仕立雇い職人組合の方で

はこう答えました。「婦人たちは身分ちが

いの場所に追いやられ、無情にも母として

のつとめからひきさかれ、労働の貨幣価値

を破壊すべく、男子との不正競争にかりた

てられたのではないか。タイムズ紙は、首

都の仕立職人が、これらあわれた女たちを

ポイコットしたこと、その女たちの苦勞と

貧乏とには委員会は深く同情すること、女

たちの雇用条件はあまりにも無条だと書い

男女同一労働、同一賃金が国際的な課題
としてとりあげられたのは第一次大戦直後
一九一九年、ILO第一回総会からのこと
で一九五一年第二次大戦後、ILO参加諸
国の間に、国際条約として認められるまで
に三十二年の歳月を要しました。しかしこ
の問題が労働運動の上に姿を現わしたのは
それより一五〇年以上も昔、産業革命の時
から、すなわち婦人が賃労働に従事した瞬
間からだつたのです。世界に先んじて産業
革命がうぶ声をあげたイギリスは、労働階
級がその生活を守り、生命をつなぐために
すでに二世紀近くも男女の賃金較差と戦い
つづけてきた歴史をもつています。

發揮して雇主に賃上げを要求したのにあわ
てふためき、ついでこの勇敢な婦人たちが
単にいくつもの集会を開いたばかりでなく
隣接する町々にまで使節を送つて組織を広
げ、基金の募集を初めたので、牧師の治安
判事は、こういう行動はすべて違法だとい
う警告を發しました。

また手工業が優勢だつた十八世紀末から
十九世紀初めのイギリスでは、独立の親方
職人が、年期をいれた職人を使い、それら
の職人は長年の苦勞と熟練工としての腕を
ほこり、熟練工だけの貴族的なクラブト。
ユニオン（職別または作業別組合、せまい
範囲の特殊技能を基礎にした組合）の中にた
てももり、不熟練、低賃金の婦人、年少者
を排除していました。十九世紀から二十世
紀にかけて、この組織形態の不利な点が
反省され、同種の競争的な群小職別組合の
合同と、階級的な産業別組合への改組が促

められた。一七八八年、レイセスターの「姉妹会」
という非公式の婦人組合が紡織機械の使用
に反対して男たちに暴動を起させたものの、
機械の追放はできない相談で、結局婦人た
ちは機械工場で働く代り、戦いのホコさき

合同と、階級的な産業別組合への改組が促

トしたというのはウソだ。すれつからしのおべっか上手の奴隷は、われわれの母親や女房の無知、無自覚につけてこんで、女たちをわれわれに反対させ、われわれの敵である彼のご主人―貴族ども―の味方にするだろう。恩知らずにも彼ら貴族どもは、彼らがリユーとした身なりで威厳を保てるのは、ひとえにわれわれ男子服仕立人のおかげだということを忘れてゐるのだ」。

この当時はまだミシンもなく、仕立物は一から十まで、指さきの熟練にたよるほかなかつたので、その技術に対する自信が彼らをこんなにも思い上らせたのですが、婦人や子供を無組織のままにほつておいた結果、その極度の低賃金と酷使が男子の上にはね返り、労働階級全体の生活をおびやかすことになつたのです。

こういう手工業的な仕事とちがつて、大企業の発達と共に成長した工場労働者の斗争的な組合は、それほど排他的な方針は取っていませんでした。紡績の本場ランカシャーでは、マンチエスター紡績工組合及び小織物工の諸組合が十八世紀から婦人の加入を認めていました。一八一八年の紡績工のストライキの時には男女同額の争議手当を組合

から支給されましたが、婦人は組合の条件を守なかつたといふので後に除名されてしまいました。少くともある一人の雇主は、一八三八年、労働者団結法委員会の証人に呼ばれた時、婦人にストライキ破りをさせたことを得意になつて弁じました。婦人達は男子から裏切り者、ストライキ破りとのしられました。一八二九年合衆王国組合総同盟の創立に当り紡績工組合は「本同盟には男子の紡績工と少年のみを参加させ、婦人及び少女は別の組合を結成することを進めました。イギリスでは、紡績の作業が日本のように婦人の独占でなく、昔からの習慣でも今でも中年すぎた大の男まで婦人と共に、機械の前に立つて働いている姿は、日本人の目には異様に写りますが、それ故にこそ、同一労働、同一賃金の要求が、男子側から強く主張されたことがよく解ります。

グラスゴー紡績工協会は、婦人には別の組合をすすめても、請負賃金率のめんどろな計算のし方や、争議の際の呼吸などを婦人たちに教えました。この紡績工組合は、一八三〇年の初期に、男女平等の賃金率を確保する運動をおこしましたが、雇主側では婦人の仕事は、質量共に男子のそれにおと

るといつて承知せず、運動は失敗に終りました。一八三八年、労働者団結法委員会の席上、この組合の代表は、「私たちの組合の目標は、婦人の雇用に反対するのでなくできれば水準以下の低賃金から」婦人を保護しようといふのだ、と説きました。

一方、綿織工組合の方は、最初から婦人を同じ組合に入れていました。しかし手パタの男子織工が、頑として手パタに固執し動力織機の工場で働くことを拒んでいる間に、飢えにかられた女房子供が織物工場になだれこみ、機械に対しては、婦人の方が先任権とまではいかなくとも、少くとも平等の立場にたち男女は平等の賃金率で支払いをうけ、どちらも相手を組合から追いだす理由を認めませんでした。が、動力の織工の賃金たるや、全く食うや食わずといひどいもので、これは夫が手パタにしがみついてパン代にも事を欠くため、よぎなく最初に工場になだれこんだ婦人の、低賃金が基準となつたものか、または機械生産とのむごい競争にまけて、どん底におちこんだ手パタ工なみの賃金におしやられた結果でしよう。一八一七年、ストックポートでは、機械織工の平均賃金は、一週八二時間

の労働に対し八シリングでした。男女平等 戦いも、不平等賃金率と共に労働者階級斗争とはいえ、低い方へ平均された賃金率との 目標とならざるをえませんでした。

ビジネス。マダム合評

多すぎる生活技術論

—系統的ほりさげがほしかった—

「ビジネスマダム」の発刊は、懇話会にと 読売出版のシリーズものとして出版された としてはじめての仕事であり、その意味で も、私たち会員にとって期待をいだかせる に十分であった。さて、実際に読んでみて、 そのなかで家庭婦人部会が研究発表の意図を どうであったか。この合評は、家庭婦人分 庭の面から共かせぎにスポットを当てた点 は 科会の御配慮もあつて、「ビジネスマダム 色であり、さらにこの点の研究が望まれる。 」の編集にタッチしなかつたメンバーのみ よみ易くとりつき易く工夫されていることも があつたり、率直な読後感を語りあつたも この種の本としては大変よくできているとい のである。 えるだろう。

結論からのべることにしよう、合評会参 加者にとつて、「ビジネスマダム」の内容 は、かなり不満なものであつた。

合評会はこの本の性格と、特長を十分ふま えながらも、一年半の研究発表といううち出 したには、安易な叙述構成におわつてい ることに不満だつたのである。それを大まかに

のべると次のような点になる。

①「労働」について統一された認識がないこと。労働についての一般的な認識とその歴史性について、しつかりした考えをふまえていなくては、婦人労働についての問題も解決されなはずだ。日本においても戦後の六三制教育と職業婦人進出の関係とは、もつとも深くほり下げられなくてはならぬ問題である。この本の読者は、労働することの積極的意義を求めているにちがいない。大切な問題がおざりにされた結果、家庭婦人の労働と働く婦人の労働が対立的にしかとらえられていないのを初め、「有関的ビジネスマダム」等不用意なことばもみうけられる。

②したがつて、働く婦人についての分析もつつこみのたりないものとなつた。なるほど具体的ケースはいくつもとりあげられているし、I型と名づけられてはいるが、それは執筆者をとりまく層でしかないように思われる。この層が日本の働く婦人の中で、どういうところに位置するかも明かにされていない。所得階層別、家族構成別、あるいは学歴別など具体的な分析がほしかった。

系統的なケーススタディをさらにすすめることによつて、現代社会の新しい夫妻のあり方を追求できるであろう。今後の研究にまつところである。

③ 具体的分析がなされないことの、もう一つのあらわれは、本書の大部分が家庭内の問題、それも夫婦間の問題にさかれていて、家庭内でも重要な育児の面にも余りふれられていないという結果になつた。家庭内の問題は家庭内だけで処理できないところに深刻さがあるのであつて、社会的な面からの分析なしに解決法は出てこないだろう。週刊誌などがふんだんにあたえてくれる「良識」「処理法」に、まじめな科学的解決法を対置させていくことこそ、懇話会の態度ではあるまいか。その意味で第三章はもつとよく考えてほしかつた。

④ 第四章、第五章では、このようなまさに社会的問題を提起しているながら、かんじんなところで、ふたたび生活技術論にまいるもどつてしまつてゐる。

統計表が示す貧しい日本の家計と、きびしい共がせぎの実態から、夫婦の収入バランスによる調整を論じてみても、問題は決して解決されないのである。

ともかせぎの婦人にとつて、最も重要なことは、労働婦人の保護立法であり、政策であり、それを推進させていく働く婦人の側からの力である。育児の問題ひとつとりあげてみても、育児施設の充実化は働く母親の地位をうんと高めるでしょう。具体的な解決のケースをここでこそとりあげてほしかつたのである。

家計補助的なものでしかない婦人の収入共がせぎ家庭の経済などの面からも、もつとつこんだ研究があつてしかるべきではないだろうか。調査資料を利用したといわれるが、利用のしかたに一考がほしかつた。今日、組織された働く婦人たちは、婦人労働の定着化につれて、「生休とお茶くみだけが婦人部の仕事」といわれた時代をのりこえて、同一労働同一賃金、最低賃金制確立、へとすすみ、「地域に保育所」と自治体に要求できるまで前進してきているのである。

⑤ もうひとつ愁をいうならば、日本だけでなく、欧米諸国あるいは社会主義諸国の婦人労働にも筆を及ぼしてほしかつた。外国では夫婦間の問題よりも育児の問題が重視され、新しい深刻な問題だけに研究も進

んでいる、外国の経過を知ることには、私たちにとつても大きな意味をもつであろう。

家庭婦人分科会では、十分な討議とほりさができなかったと残念がつていられるが、合評会の不満もその点にある。この問題は結局懇話会の運営自体にかかわるのではないだろうか。もつとも活動的な家庭婦人会がこのような課題をかかえていられるとしたら、他の部会はもつと大きな困難にぶつかつていられることになる。

研究団体のあり方は、メンバーの主体性と運営方法に大きく左右される。よりよい成果をあげるため懇話会全体について、もつとよく考えてみたいと思う。

合評会 出席者

山川 菊栄

山崎 朋子

須田 幸子

小林 満理子

重藤 都

(執筆者)



本は出たけれど

貴島操子

「ビジネス・マダム」出版計画が具体化するかしらないかに、編者の田中寿美子氏は海外旅行にでかけられた。そのお留守中、出版もとの読売新聞社と、執筆者各位との連絡係を買って出た私は：

新聞社図書編集部が、「大衆性」という線を、強くうちだしてきたのも、ある意味では当然だった。

しかし、婦人問題懇話会は研究団体である。その目的とするところは、婦人を取り囲むさまざまな現象を鋭く分析し、緻密な学問的体系にまで組みあげることにあるのだろう。

学術的研究と、大衆的ヨミモノ。この二律背反に、会員諸姉も私も、最初から最後まで悩まされ続けた。

読売では、「非常にカタイ本ができるのではないか」という危惧を、強くもつていたようである。「やわらかく、面白く、そして実用性も加えて」、編集部長は、私の顔さえみればこういつた。だが、いつたい、どう書けば「面白く」なるのだろうか。

学術的な面白さは、そのままジャーナリストの意向を体して、「ビジネス・マダム」のコンセプトともなるべき、サブタイトル一覧表を作製したとき、この二つの「面白さ」の対立は我然表面化した。はつきりいつてしまえば、サブタイトルは、いわゆる俗受けを狙った、興味本位のものであった。

「こんなもの、おかしくつて書けますか」私のひがみ根性かも知れぬが、会員諸姉の、こういったげな視線を痛いほど感じた。あ

まりひどい箇所は訂正していたべき、曲りなりにも御了承願ったが、さてそのあとがまた大変。原稿がなかなか集まらないのである。勿論、締切日をきちんと守つて下さった方もある。だが何度催促してもお書き下さらぬ方もあった。

もうひとつ困つたのは、集まつた原稿が、どれも同じようなケースを、同じような観点で扱っていることだった。これは、原稿を書くに先だつて行つたケース・スタディの結果を、ガリ版にして、執筆者各位に配つたことから起つた。みんなのネタも同じなのだから、似たりよつたりの原稿になつてしまつたのである。

そこで、一部の方々にリライトをお願いした。が、そのリライト原稿が、またまた集まらない。読売の七階の図書編集部から一階の受付まで、もしや原稿が着いてはいないかと、何度往復したことだろう。部長はしかめつ面だし、整理部はワイワイいつてくる。たまりかねた私は、未到着原稿をあきらめ、自分勝手に書き飛ばしてしまつた。まことにいつて、乱暴きわまる話だが、ほんとうに仕方がなかつたのだ。

こうしてやつと発売に漕ぎつけた「ビジネス・マダム」が会員諸姉のご期待にそう出来ばえでなかつたのは、ひとえに私の責任である。ザシキの念に堪えない。

「ビジネス・マダム」出版の計画が急速に具体化したのは、昨年十一月に入つてからだったと思う。発行部数は一万五千〜二万。普通の出版社が出す部数は、たいてい千単位なのだから、勇躍武者ぶるいを禁じ得なかつた。

ところが、話が具体化されるにつれて、いろいろの問題もまた、その姿をあらわにしてきたのである。

まず問題になつたのは、読者対象だ。発行部数が万単位になると、限られた一部の研究者や専門家だけを対象にするわけにはいかない。電車のなかで、あるいは寝ころびながら気軽、手軽に読める本、だれでも面白く読める本、そういうものでなくては、とても万単位の部数はさばけないのだ。だから、読売

分科会活動状況

家庭婦人分科会

従来取りあげてきた共かせぎ問題についての調査研究が「ビジネス・マダム」の刊行をもつて一応の段階に達したと考へ、こゝに提示された問題をもつと突っ込んで考へ、また問題全体をより広い視野から考へてゆく必要性を感じている。

そこで七月十三日の分科会では労働省の上村直子氏から、婦人労働の衛生管理につき、現状と将来の研究への手がかりを話して頂いた。婦人の疲労度については私たちが本で取りあげた以上の研究はされていない。一般に労働婦人の衛生管理もキイ・パンチャー事件のような問題がおきてから、後を追いまわす現状。婦人の場合の特殊性については労働条件、肉体的条件、精神的特殊性の観点から考へなければならぬが、これを明らかにするためには直接実態調査をやる他ない、という話だった。(伊東 すみ子)

社会保障分科会

発足以来「女の一生と社会保障」―妊娠から墓場までの日本の現実というテーマで起伏の多い女の一生と社会保障の現状とのからみ

あいを具体的にとらえて、どこに問題があるかを確かめようというのが勉強の目的です。問題別、また時代別に大まかに分類して次のように分けてみました。1 妊娠、2 出産、3 乳児、4 幼児、5 少年(十八才まで)

6 要保護児童、7 青年婦人、8 主婦、9 母子世帯、10 老人、11 身心障害者です。これらの時期における問題、各制度からの給付とその現状等をしらべていくという計画で、現在青年、婦人―つまり学校を卒業後職場へ出た場合、病氣、失業、母性保護等について、しらべて話しあうわけです。はじめてから一年以上で遅々としています。もう半年ぐらいい後は一応各時期の問題を整理してみられると思います。(島田 とみ子)

婦人労働分科会

昨一年は低調を極めていたが、今年に入ってから再出発の形をとり、次の内容で討論を続けていくことになりました。

- 一、テーマ 合理化の中の婦人労働
- 二、会場 全通会館
- 三、期日 月一回、午後五時半―八時

合理化の中の婦人労働問題を各産業別にとりあげていくこととし、第一回は電話事業の合理化における「首切り法案」を中心に討論した。電話事業においては組合と当局側が協約を結び、合理化による首切りはしない建前

となつてはいるが、この法案によると配転困難な局における労働者を退職させることができるようになる。(重藤 都)

女性史・婦人運動分科会

四月以降の活動概略は次の通りである。
第一回 五月十八日 久布白落美氏より矢島樺子の人物と矯風会の歴史、女子学院の教育についてお話をきく(録音して保存)
第二回 六月二十二日 「明治期女子教育論の問題点」について村上ますみ氏が発表。

内容 氏は儒教的良妻賢母主義がどのようにして女子教育へ導入されたか、また、それがどう学校教育へ定着し、制度化されていったかを追求する目的を持ち、当日はナショナルリズムに女子教育を隷属させた指導者の女子教育論について述べられた。

第三回 七月十三日 明治期女性史、婦人運動研究に必要な参考書、資料としてどういうものがあるかを検討した(菅谷直子)

農村婦人分科会

メンバー全員参集のもとにテーマを設定するという慎重な態度をとっているため、会合も開けない状態であるが、目下再建準備中。

八月の分科会おしらせ

一、 婦人労働分科会

とき 八月九日(金) 午後五時半—八時
 ところ 全通会館会議室
 テーマ 化学産業における合理化問題

二、 社会保障分科会

とき 八月十六日(金) 午後六時より
 ところ 社会福祉会館
 テーマ 青年婦人と社会保障

三、 家庭婦人分科会

とき 八月十七日(土) 午後二時より
 ところ 日本労働協会
 テーマ 「共稼ぎの保育問題」
 講師 栃木病院小児科 友枝 先生

四、 女性史・婦人運動分科会

とき 八月二十四日(土) 午後二時より
 ところ 衆議院第二議員会館第三会議室
 テーマ 明治の文化について
 発表者 須田幸子氏

編集後記

一年近く生みの悩みを続けておりましたが、さくやかながら誕生を見ることができました。ご同慶に存じます。

本号のプランは七月六日の編集委員会に参加した赤松良子、秋津真知、重藤郁、山崎朋子、菅谷直子の五名によつてたてました。

各分科会に均等にスペースを割当ててはという意見もでしたが、山川先生に最初の論文を頂き、中心に本会最初の出版として「ビジネス・マダム」を据えることになりました。二号から分科会の特集にしてはどうか、ということになっています。

会員みんなのものとして、内容を充実させ、発展をはかるために積極的なご批判、ご意見を賜りたいと存じます。

なお、合評会には重藤さんには大変お世話になりました。厚く御礼申し上げます。

編集委員氏名(幹事を除く)

田畑和子、樋口恵子、山崎朋子

題字：山川菊栄氏書